測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東吉野村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年一月十三日

奈良県知事　山　下　　真

一　測量の目的　公共測量（地籍図根三角測量）

二　測量の地域　吉野郡東吉野村大字伊豆尾の一部

三　測量の期間　令和七年十二月四日から令和八年三月二十五日まで